

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引
キャンペーン事業運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年3月

**姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運營業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な観光需要の低下が確認されていることから、姫路市に対する観光需要の回復及び消費拡大のための取り組みを実施する必要がある。このような現状を踏まえ、本市における「宿泊」の促進、及び市域周遊の手段として「レンタカー・観光タクシー」の利用を促す、「姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン」（以下「割引キャンペーン」という。）を実施するものである。割引キャンペーンにおいて、事務局業務、割引原資の管理、広報業務など業務委託全般に関し最も優れた企画力、実施体制及び実績を有する業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

1 事業概要

(1) 業務委託名

姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運營業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務委託額

上限金額15,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本業務は令和4年度予算の成立を前提としているため、予算成立の事情により契約を締結しないことがある。

※ただし、割引原資30,000,000円は委託額には含まない。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

(4) 業務内容

別添仕様書、参考資料のとおり

2 参加資格

参加申込みをする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1) 次の全てに該当すること。

ア 参加申込提出までに公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の会員に加入している旅行業法に基づく旅行者及び旅行代理業者である者。

イ 姫路市の競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により姫路市業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「旅行業務」について、競争入札に参加する資格を有しており、かつ、告示第408号第4項に規定する令和4年4月1日を有効期限の始期とする業者登録名簿への登録申請を行っている者。

ウ 過去2年以内に、国又は地方自治体又は観光関連団体からの委託を受けて、観光に関するプロモーションを実施した実績を有する者。

(2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者であること。

(3) 公告の日から契約候補者特定日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 指名停止（姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止をいう。）を受けていないこと。

イ 指名停止の措置要件に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 姫路市が行う建設工事等の契約から暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。

(7) 法人にあっては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者（個人にあっては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者）であること。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

3 参加申込書の提出及び参加資格の確認

(1) 申込期限

令和4年3月30日（水） 午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 関連企業申告書（様式第4号）

エ 第2項第7号に規定する税目について未納がないことの納税証明書（賦課されていない税目（市外の事業者における姫路市税等）がある場合は、その旨を記載したもの（任意の様式））

(3) 提出方法

持参又は郵送 ※郵送の場合は必着

(4) 提出場所

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

住所：〒670 - 0012 兵庫県姫路市本町68番地

電話：079-287-3655 / FAX：079-222-2410

担当：安田・杉本

(5) 参加資格の確認

ア 参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和4年4月1日（金）までに参加申込書に記載のある電子メールアドレス宛てに参加資格確認通知書により通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないとされた者は、当該理由について説明を求めることができる。その場合には令和4年4月4日（月）までに参加資格なしとした理由を請求する旨を、書類により提出すること。ビューローは期日までに当該請求の提出があった場合は、これに対し速やかに回答する。

4 質問の受付および回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類：質問書（様式第2号）

イ 提出期限：令和4年4月5日（火）午後5時まで

ウ 提出方法：電子メールにて提出すること。なお、必ず受理確認をすること。

宛先 info@himeji-kanko.jp

(2) 質問に対する回答

令和4年4月7日（木）中に電子メールにて全ての参加申込者に対して送付する。

5 企画書による提案

(1) 提出期限

令和4年4月13日（水） 午後5時まで

(2) 提出書類

原則としてA4版片とじ・横書き・片面とする。レイアウト等によりA3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。また、次に掲げる書式により提案すること。

ア 表紙、目次 7部 ※任意書式

イ 企画書（提案書） 7部 ※任意書式

仕様書に記載した内容を踏まえた具体的な実施内容その他必要と思われる事項を記載すること。

ウ 見積書 1部 ※任意書式

エ 会社概要 7部 ※任意書式

オ 実施体制図 7部 ※任意書式

カ 業務遂行スケジュール7部 ※任意書式

キ 事業実績 7部 ※任意書式（過去2年間で同類業務の実績を中心に記載）

(3) 提出方法

持参又は郵送 ※郵送の場合は必着

(4) 提出場所

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

住所：〒670 - 0012 兵庫県姫路市本町68番地

電話：079-287-3655 / FAX：079-222-2410

担当：安田・杉本

6 審査

(1) 審査方法

ア 審査は、企画書の書類審査及び書類に基づくプレゼンテーションによるものとし、別紙「採点基準表」に基づき評価し、提案者ごとに仕様評価点及び価格評価点の合計得点を算出する方法による。

イ 評価は、姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運営業務委託選定会議において実施する。

ウ 審査の結果、合計得点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき合計得点の者が2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 審査結果

審査結果については、契約候補者を決定した後、令和4年4月15日（金）以降速やかに各提案業者に対して電子メールにて通知する。

7 受託者の決定および契約

契約候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議の上、受託者として決定し業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

8 スケジュール

	項目	期日等
1	企画提案内容の公表	令和4年3月23日（水）
2	参加申込書の提出期限	令和4年3月30日（水）午後5時まで
3	参加資格確認通知	令和4年4月1日（金）
4	質問書の提出期限	令和4年4月5日（火）午後5時まで
5	質問書に対する回答	令和4年4月7日（木）
6	企画書の提出期限	令和4年4月13日（水）午後5時まで
7	プレゼンテーション実施日	令和4年4月14日（木）
8	審査結果の通知	令和4年4月15日（金）以降
9	委託契約	令和4年4月18日（月）以降

※プレゼンテーションの時間については追って連絡します。

9 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (2) 書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 所定の日時および場所に提案書等を提出しないとき
- (4) その他本件企画提案に関する条件に違反したとき

10 その他

- (1) プロポーザル参加申込書及び誓約書の提出後、契約候補者を決定するまでの間に参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。連絡後の辞退の撤回は認めない。
- (2) 本提案にかかる一切の経費は提案事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類の所有権は、ビューローにあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ビューローが提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容および経過については公表しない。
- (6) 姫路市内の新型コロナウイルス感染症の状況により、割引キャンペーンを停止する場合がある。

11 問い合わせ先

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

住所：〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

電話：079-287-3655 / FAX：079-222-2410

担当：安田・杉本 / 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

(様式第1号)

令和4年 月 日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長 三宅 知行 様

所在地：
商号又は名称：
代表者氏名：

㊟

参加申込書

姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運営業務委託公募型プロポ
ーザルへの参加を申し込みます。

事業者名	
役職	
氏名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

(様式第2号)

令和4年 月 日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長 三宅 知行 様

所在地:

商号又は名称:

代表者氏名:

㊟

質 問 書

下記のとおり質問書を提出します。

業 務 名 称	姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運営業務
事 業 者 名	
所属・担当者名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
質 問 内 容	

(様式第3号)

誓約書

令和4年 月 日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長 三宅 知行 様

所在地:

商号又は名称:

代表者氏名:

④

姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運営業務委託公募型プロポーザルに参加するに当たり、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- ・姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運営業務委託公募型プロポーザルについて、実施要領第2項に掲げる参加資格の要件を満たしています。
- ・都合により、応募を辞退する場合は、速やかに書面にて連絡します。
- ・公益社団法人姫路観光コンベンションビューローの指示を遵守し、審査方法、選定結果について異議申立てを行いません。

(様式第4号)

関連企業申告書

令和 4年 月 日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長 三宅 知行 様

所在地

商号名又は名称

代表者氏名

電話 () (担当)

次のとおり、資本関係又は人的関係にある企業について申告します。

また、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

※入札参加形態が共同企業体の場合は、当該共同企業体代表者の会社について記入してください。

1 資本関係にある企業 (裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。)

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

① 親会社と子会社の関係にある場合 (有・無)

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 (有・無)

企業名	所在地	関連内容

2 人的関係にある企業 (裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。)

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (有・無)

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 (有・無)

企業名	所在地	関連内容	兼任している 役員の氏名

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 (該当ない場合は「無」に○をしてください。)

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

⑤ 組合とその組合員 (有・無)

⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合 (有・無)

企業名	所在地	関連内容	他方の会社の代表者名 (⑥の場合)

(裏面)

それぞれ記載欄が不足する場合は、上記内容を記載した別様式を作成し、代表者印を押印のうえ提出してください。

☆ 関連企業として申告の必要な企業については次のとおりです。

ただし、公益社団法人姫路観光コンベンションビューローの会員でない企業、姫路市に業者登録がない企業については「無」に○をつけ届出してください。

1 資本関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、③については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ⑤ 組合とその組合員
- ⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

別紙 採点基準表

・「仕様評価点」の算出方法

「仕様評価点」の計算は、以下のとおりとする。

なお、各項目ごとの評価については 5 段階評価とする。

A（優秀である）：配点×1 点、B（満足できる）：配点×0.8 点、C（平均的である）：配点×0.6点、D（物足りなさを感じる）：配点×0.4 点、E（仕様を満たしている程度）：配点×0.2 点

C以外の評価をする場合は評価書の評価のポイント欄に評価の理由を記載する。

評価項目	評価基準	配点
事業実績・取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に十分な能力を有するか。 ・同類業務において実績が豊富であるか。 ・割引キャンペーンの主旨を理解しているか。取組方針は明確で、意欲があり、妥当性の高い内容となっているか。 	15点
各キャンペーン参画事業者への周知、募集	割引キャンペーンの内容の参画事業者への周知・募集の方法が実現性・妥当性が高いものか。	15点
OTA事業者の選定	姫路市内の宿泊施設数などのデータが明示されており、OTAの概要がわかり、効果が期待できる規模か。	10点
割引原資の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・割引原資の管理スキームの効率性・実現性・妥当性が高いか。 ・不正な割引原資の利用に対する対策がなされているか。 	10点
全体スケジュールの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・7月1日の割引キャンペーン開始までの参画事業者募集、プロモーション等のスケジュール感が実現性・妥当性が高いものか。 ・割引キャンペーン開始後のプロモーション、参画事業者とのやり取りなどのスケジュールの管理について効率性・実現性・妥当性が高いか。 	10点
割引キャンペーンのプロモーション手法及び媒体選択	<ul style="list-style-type: none"> ・プロモーション及び活用する媒体は、提案目標を達成するために、魅力的かつ実現性・妥当性の高い内容か。 ・姫路市への旅行需要を喚起させるため、各種情報発信の配信規模及びエリアは妥当か。 ・宿泊、レンタカー、タクシーの各キャンペーンを複合的にプロモーション展開が可能か。 ・姫路市内の観光、着地素材をよく把握し宿泊に繋がる提案となっているか。（姫路特集など） 	20点

総合評価	全体の提案内容は魅力的で、実現性・妥当性があるか。	10点
合 計		90点

・「価格評価点」の算出方法

価格評価点の算出式は以下のとおりとする。

価格評価点 = 10点 × { (業務委託額上限金額 15,000,000円 × 係数 0.8) / 提出された見積書の額 }

(小数点第3位を四捨五入)

※ただし、提出された見積書の額が業務委託額上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とし、提出された見積書の額が業務委託額上限金額の8割を下回る場合は、一律10点の評点とする。